

司会(島田主幹)

## &lt; 1 開 会 &gt;

本日は、ご多忙のところにお集まりいただきありがとうございます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます企画調整部復興・総合計画課の島田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から第1回福島県復興計画検討委員会第1分科会を開催いたします。

司 会

## &lt; 2 理事あいさつ &gt;

はじめに企画調整部理事復興担当兼政策監の八木からごあいさつを申し上げます。

企画調整部理事

企画調整部理事兼政策監の八木と申します。よろしくお願いいたします。

福島県復興計画検討委員会第1分科会の第1回会議にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方にはお忙しい中、しかも日曜日の午後という時間帯にお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。復旧・復興に向けまして1日も先延ばしできない本県の厳しい状況をご理解いただきまして本当にありがとうございます。

さて、去る9月12日に開催されました親会議の復興計画検討委員会では、3つの分科会を設置いたしまして、既に決定をしております「福島県復興ビジョン」の基本理念と主要な施策に沿いながら、より具体的な取組みについて、まずは分科会で検討を進めることが確認されたところでございます。本県におきましては、原子力発電所の事故の影響が重くのしかかっておりまして、復興に向けた取組みを確実なものにするためにも、その克服が極めて重要であると考えております。こうしたことから、8月27日に原発災害に絞った国と地方の協議の場といたしまして「福島復興再生協議会」が設置されまして、それを受けて、9月13日に開催されました第1回幹事会では、特別法の制定など踏み込んだ協議を行っているところでございます。

復興計画は原発事故の収束状況をにらみながら柔軟に書き換えていくこととなりますが、第1次の計画につきましては、本年12月を目途に策定することといたしております。皆様には非常にタイトなスケジュールの中ではございますが、踏み込んだご議論を何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、過日開催されました第3分科会、第2分科会の模様につきましては、既にお手元にお送りさせていただいているところではございますが、現場が力を発揮できるように現場をどう支えていくのか、それから、民間の知恵や力をどう引き出し、どうタイアップするのかというような貴重な視点をいただいております。特に除染の重要性につきましては、多くの委員の皆様からご発言がございました。

本分科会では、復興ビジョンの主要施策、7つあるうちの2つが対象となっております。1つは「応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援」でございま

司 会  
座長（鈴木委員）

す。もう1つは、「原子力災害の克服」でございます。健康管理や除染などをはじめ、今後の本県の復興を支える上で基礎となる要の施策が対象になります。本日はそれぞれのお立場から忌憚のないご提言をいただきまして、本県復興計画の策定に特段のご協力を賜りますようお願いを申し上げましてあいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

< 3 座長あいさつ >

続きまして、鈴木座長にごあいさつをお願いいたします。

皆さん、改めましてごあいさつをさせていただきます。

日曜日にもかかわらず、また、それぞれ陣頭指揮をしておられる方々にご参集いただきまして本当にご迷惑かと思いますが、よろしくお願い致します。

5月から7月にかけて復興ビジョン検討委員会の座長をさせていただきました。7月の中旬には検討委員会としての原案をまとめ、これを8月11日に県としての復興ビジョンをまとめたこと、こういうことになっています。この8月11日というのは、併せて実は国の復興に関する基本方針が示された日でもあります。厳密にいうと7月29日に原案が出されましたけれども、8月11日に修正した国の基本方針が出されている。その中身を見てみますと、福島県のさまざまな復興ビジョンでの考え方、とりわけ原子力災害についての取組みについて、国もそれを受け止める形でいくつかの施策を出しているという格好になっております。福島県にとっては、今申し上げましたように、原子力災害というものは特別に過酷な状況を生み出しているわけで、これに対して私たち、県の立場、あるいは地元の立場から、国にきちんとものを言うていくことが必要なのだろう。あるいはもうちょっと言えば、今避難している過酷な状況にいる地域住民の方々に少しでも将来の展望を切り開けるような方向づけを示していくことが何よりも重要ではないかと思っています。

8月11日のそれぞれの県のビジョン、国の基本方針を眺めてみますと、原発被害に関しては、実はいろいろ日本の国内のみならず世界中の英知を集める取組みが必要だとなっているのですけれども、これをどういうスピード感を持ってやるのかというのは正直いうと私はまだいらしているところでありまして。どこでどのようにそれを進めるのかということがまだはっきりいたしません。正直いうと、各省庁はそれぞれの取組みをそれぞれにやっている、こういうものがちょっとずつ目立ってしまっていて、本当にこれで福島県の復興のための世界的な英知を集める活動になるのだろうかということも含めて、まだまだ私たちの中には見えない部分があったりする。私たちのこの第1分科会は、1つはこの「原子力災害の克服」、除染を含めて緊急を要する課題について議論をしていただきたいというのが1つであります。

もちろん、それ以前に、この放射線災害を含めて、今回の大災害は長期を要することが予想されています。その間に多くの避難をしている方々がいろいろな避難生活を強いられ、あるいは職業上雇用が不十分であるということの中で、下手をするとふるさとを離れてしまう可能性も生まれている。それに対して、緊急的

な対応をどうしたらいいのかということが大きな課題であると思ひまして、復興ビジョンの中でも主要施策の7つのうちの1つ目にこれを掲げました。その緊急的対応というものと原子力災害対応、この2つが私たちの分科会の任務である。先ほど八木さんのほうからもそういうお話がありました。

そういう観点からこの部会での議論がより説得力のあるもの、県民に希望を与えるようなものになるように、皆さんのご意見をぜひ集約していきたいと思ひますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

#### < 4 委員紹介 >

ありがとうございました。続きまして、第1分科会の委員の紹介をさせていただきます。お手元にお配りしました出席者名簿の順に委員をご紹介させていただきます。

はじめに、座長の鈴木委員です。

続きまして、太田委員です。

失礼しました。遠藤委員です。

続きまして、菅野委員です。

続きまして、島田委員です。島田委員につきましては、委員会の開催要綱に基づきまして、知事から特別委員としての指名があったところがございます。そして、会長のほうからこの第1分科会のほうに所属するよう指名があったところがございますのでご報告申し上げます。

続きまして、田中委員です。

続きまして、野崎委員です。

町長は所用がございまして、今日は代理で来ました。よろしくお願ひします。

続きまして、横山委員です。

続きまして、渡辺委員です。

皆様、よろしくお願ひいたします。

#### (資料の確認)

議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

本日、皆様の机の上にご用意させていただきましたものが、まず、第1分科会次第、第1回第1分科会出席者名簿、席次表、こちら3枚、その次に、資料1、福島県復興計画(第1次)の構成(案)、資料1-1、福島県復興計画(たたき台)具体的取組みと主要事業、資料1-2、復興計画における重点的なプロジェクト、資料1-3、福島県復興計画地域別の取組み、参考資料としまして、福島県復興計画(第1次)等策定スケジュール(案)、これがひとつづりになっておりまして、その次に、もう1つ参考資料といたしまして、除染に関する緊急実施基本方針、これら6つの資料、さらに、福島県復興計画検討委員会第1分科会名簿、こちらをお配りしております。

なお、資料1から以下につきましては、資料のページの頭のところ、真ん中の部分に通し番号が振っておりますので、議論の際にご活用いただきたいと思ひます。

司 会

野崎委員(圓谷様)

司 会

司 会

<p>司 会 座 長</p>	<p>これら、不足等がございましたら、事務局までお知らせいただきたいと思います。</p> <p>&lt; 5 議 事 &gt;</p> <p>では、これ以降は、座長に議長をお願いしたいと存じます。鈴木座長、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、ここからは私が議事の進行役を務めさせていただきます。</p> <p>皆さん、ご承知と思いますが、あるいは先ほど来のあいさつ等で述べさせていただきましたが、本分科会は福島県復興ビジョンに掲げた復興に向けた主要施策 7つのうち緊急的対応、すなわち「応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援」、それと、原子力災害対応の「原子力災害の克服」に関して、具体的な取り組みや事業について検討していく分科会であります。</p> <p>はじめに、今日の最初の議題、「復興計画について」の具体的な取り組みと主要事業及び復興へ向けた重点的なプロジェクトについて、事務局のほうからご説明をいただきます。</p> <p>なお、既に開催をしております第3分科会及び第2分科会におきまして、さまざまな取り組みの前提となるのがやはり除染活動であるという意見がそれぞれの分科会から出されていたということをお聞きしております。本分科会で議論する原子力災害対策の大きな取り組みになりますので、除染に関する考え方についても併せて事務局のほうからご説明いただければと思います。よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、まず計画の具体的な取り組みと主要事業、そして復興に向けた重点的なプロジェクトに関して説明をさせていただきます。</p> <p>説明の前に、復興ビジョンのご確認をお願いしたいと思います。それでは、お手元の資料の、まず参考資料、通し番号でいいますと 44 ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>「福島県復興ビジョンの概要」となっているかと思います。これは先ほどから話が出ております復興ビジョンであります。その概要を1枚にまとめたものでありまして、まず、3つの理念、「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」、2つ目が「すべての人々の力を結集した復興」、そして「ふるさと再生の実現」と、この3つの理念でビジョンが成り立っております。これに基づいて復興に向けた主要な施策ということで、網かけしているところがありますけれども、7つの柱によって成り立っております。この第1分科会では、特に一番上の緊急的対応のところ。「応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援」というところと、一番下の「原子力災害の克服」、この2つについて審議をしていただくということになっております。</p> <p>その次のページ、45ページになります。ここから後ろは復興ビジョンを箇条書きにまとめたものであります。主要な取り組みということになっておりますけれども、箇条書きになっています。</p> <p>まず最初に緊急的対応のところ、これが第1分科会の大きな議題になるところ</p>
--------------------	---

でありますけれども、ここについては枠の中を見ていただきたいと思います。「被災者住民の確保と幅広い生活支援・心のケア」から、裏のページの一番最後、「原子力災害の緊急的対応」ということで、8つの論点といいますか項目によってこの緊急的対応が成り立っているということでもあります。

それぞれ、というところの中に、白丸でいろいろ書いてありますけれども、これがビジョンの中で具体的取組みとされているものであります。まずはこの白丸、こういう観点で具体的取組みをつくっておりますけれども、こういう観点でいいかどうか、追加するものがないかどうかということが1つのこの分科会での論点になるということでもあります。中身については後で説明しますので省略しますが、そういう8つの論点から成っているということでもあります。

続いて53ページをご覧くださいと思います。ここがもう1つの論点といいますか、この分科会で審議をいただく原子力災害のところでありまして、ここについても、同じく8個の項目から成っております。作りは同じでありまして、それぞれの枠の中に入っている白丸が具体的な取組みということになっておりますので、ここについて追加するものがないかどうかということが1つの観点になるということでもあります。

以上がこのビジョンの説明とさせていただきます。それを前提にした上で今日の資料を説明させていただきたいと思います。

資料の1、通し番号でいうと1ページになりますが、そちらをご覧くださいと思います。

これは、第1回目の検討委員会にも示したものでありますけれども、復興計画、これからビジョンを具体化する復興計画の構成、目次的なものというふうを考えていいかと思っておりますけれども、構成であります。はじめに趣旨を説明して、先ほど言いました3つの基本理念をここに載せます。それから、議論をいただくところであります。主要な施策、この主要な施策は大きく3つに分けて記載をしていくというふうを考えております。

まず1つ目が、枠で囲ってありますけれども、具体的な取組みと主要事業ということで、復興ビジョンに掲げました7つの柱ごとにビジョンを充実・具体化させていくというふうに思っております。中身としては具体的な主要な事業であるとか、年次計画だとか、そういうものを入れていきたいと思っております。そういうことで、1、2、3については今のビジョンの柱立てと同じくなっているということでもあります。

それから2つ目が、これも枠で囲ってありますけれども、復興に向けた重点的なプロジェクトとなっております。これにつきましては、1の具体的な取組み、主要事業のうち、各項目ごとに重点的な事業をプロジェクトとしてまとめていきたいと思っております。この2番目で見ても、計画の全体像が理解できるようにしたいと思っております。このプロジェクトの項目をここに挙げたいと思っておりますので、今日はその項目について、そういう項目でいいかどうか、追加するものはないかどうか、そういう観点でご意見をいただければと思っております。

それから、3つ目が地域別の取組みということで、(1)(2)(3)(4)(5)

と、現時点ではこの5つのエリアに分けて地域別の取組みというものを記載していきたいと思っています。今まで上で挙げた1と2のものを地域ごとに整理し直すというイメージでありまして、それぞれ被害状況と復興の取組みをこの中で記載していきたいと思っております。

この中で見ていただきたいのは、1回目の検討委員会でも申しあげましたけれども、相双地区を相馬と双葉に分けて、相双地区が一番被害が大きかったということで重点的に取り扱ってきたいと思っております。こちらについて、今日は、地域別の取組みについては上の1、2、これらを前提にするということなので、1、2が少し固まらないとこちらが書けないということもありまして、つくり方のイメージを持っていただきたいと今日は思っております。

最後に復興計画の実施に向けてということで、さまざまな財源対策のようなものをこの中に書いていきたいと思っております。

こういう構成のもとにつくっていくということで、今日の本題であります復興計画の具体的な取組みと主要事業についてご説明をしたいと思います。資料1-1をお願いします。「福島県復興計画(たたき台)」ということで資料をそろえてありますのでご覧いただきたいと思っております。

まず、開けていただいて、通し番号の4ページになります。緊急的対応のところではありますが、併せて復興ビジョンがお手元にあるかと思っておりますが、復興ビジョンを併せて見ていただきたいと思っております。復興ビジョンは10ページになります。

それではお戻りいただいて、今日の資料、通し番号4ページになります。まず最初の項目、「緊急的対応」のところになります。最初の枠のところに考え方が記載してあります。こちらは復興ビジョン10ページの一番上の点線の枠囲みのところと全く同じことが入っております。

まず、考え方としては、2行目のところ、インフラ復旧はもとより、被害者の住居、雇用、医療・福祉などの応急的復旧・生活再建支援など、一人一人の生活基盤の再建に取り組んでいきたい。それから、その次の段落でありますけれども、被災市町村が自治体として行政事務を行う上で重大な障害を負ってしまった。こういう中で被災市町村が行う復旧・復興に関する取組みに対して県としては最大限に支援をしていきたい。その次の段落、避難住民や被災町村の役場機能を受け入れた市町村についても支援が必要であろう。それから最後の段落、原子力災害の対応については、事故の収束状況を踏まえて環境の浄化や廃棄物の処分などに対応していくという考え方のもとに具体的な取組みをまとめたものであります。

「被災者の住居の確保と幅広い生活支援・心のケア」というところであります。その下の枠の中に具体的な取組みというものがあるかと思っております。これについては、復興ビジョンが文章で書いてありますが、これを分解して項目分けしてすべて拾っているということになります。例えば10ページを見ていただいて、この(ア)(イ)(ウ)(エ)をそれぞれ順番に分解していくと、この表のように整理がされると思っております。それについて事業主体は誰なのか、年次計画はどのような年次計画でやってくるのか、それにぶら下がる具体的な

事業を一番右側の列の中に整理をしているということでもあります。

まず、この主要事業のところには白い丸と黒い丸があるかと思います。この白黒の説明は同じ表の3ページが一番下の欄を見ていただきたいと思います。注1となっており、復興計画(たたき台)に記載されている主要事業の白丸は平成23年度の当初予算、5月・6月の補正予算、これらで既に予算化している事業、それから、これから行われ9月補正予算案として計上している事業、これら白い丸でここに記載をしている。その下、注2であります。黒い丸です。主要事業の黒丸は今後検討していく事業の例示で、よって黒丸の事業は必ずしも財源が確保されたものではありませんけれども、このようなものを今後検討していきたいというふうに今の段階では考えているというものが黒丸であります。

それでは通し番号4ページに戻っていただきたいと思います。具体的取組みとして、まず(ア)でありますけれども、融資などによって被災者の生活を支援していきたい。(イ)であります、被災者のニーズを踏まえた居住環境を整備していきたい。公営住宅を復旧していきたい。県営建築物を復旧していきたい。それから、住宅再建・補修などについて相談体制を確保していきたいというのが(イ)であります。(ウ)であります、仮設住宅においてコミュニティ確保の支援をしていきたい。高齢者等サポート拠点をつくっていきたい。それから、快適な居住環境を整備していきたい。(エ)でありますけれども、県民の心のケアを推進していきたい。それから、仮設住宅において癒しの空間をつくってきたい。これが であります。

それから、その次のページは具体的事業についての解説であります。ここは省略をさせていただきます、次は通し番号6ページになります。「生活基盤・産業インフラの復旧」ということで、具体的取組みとしましては、(ア)として、河川・海岸の堤防及び排水機場などの応急復旧、それから、(イ)であります、小名浜港・相馬港の復旧、生活基盤のインフラの復旧、産業関連インフラの復旧、農地の除塩対策、(ウ)として災害廃棄物(がれき)の処理の支援、(エ)としては消防施設、廃棄物処理、汚泥処理、火葬場などの復旧支援、(オ)としては、警戒区域等における区域の見直しに伴ってインフラを復旧していかなければいけないということでもあります。4ページは事業の解説でありますので省略いたします。

通し番号8ページになります。の「被災者の緊急的な雇用の確保と被災事業者の再開支援」ということで、まず(ア)であります、緊急的な雇用確保、(イ)であります、事業者の資金的支援、同じく(イ)であります、本格的な事業再開までの人材確保や雇用維持の支援、それから、中小企業の技術開発支援などです。同じく、移転を余儀なくされている中小企業者に対する貸付、それから、中小企業に対しての技術的助言、製造業の支援拠点の復旧、それから、県外へ企業が流出をしないように制度をつくっていかねばいけないという話であります。(ウ)であります、これは農業に関してであります。農業者に対する無利子貸付、農林漁業組合の事業継続に必要な資金の無利子貸付、それから水産業の共同利用施設の復旧、それから、共同利用に供する漁船建造などの支援、(エ)

であります、農業法人などによる雇用の確保の促進、こういうものを行っていききたい、これが であります。

続いて通し番号 11 ページになります。 の「教育・医療・福祉の維持確保」というところでは、まず(ア)として、学校施設・福祉施設等の復旧、それから同じく生涯学習施設の再開、(イ)としては、サテライト校の設置や運営に対する支援、同じく児童生徒受け入れ学校の教員の増員、それから、就学環境確保のための財政支援、それから私立学校の就学のための授業料の補助、看護学生の就学資金対応、(ウ)としては、心のケア、(エ)としては、医師や医療従事者の確保、医療機関の機能回復、特に浜通り地方の医療体制の早急な復旧、(オ)としては、障がい者の生活支援の充実・強化、福祉サービス提供体制の整備、(カ)としては、仮設住宅内での診療所、居宅介護サービス設置、心のケア、健康管理というものを挙げております。

通し番号 14 ページになります。 としては「治安体制の強化」、(ア)としては、警察施設・交通安全施設の復旧、それから(イ)では、警戒区域などの防犯機能の強化、それから(ウ)としては、避難所・仮設住宅における治安対策の推進、こういうものを掲げております。

それから、通し番号 16 ページです。 としまして「広域避難している県民のきずなの維持」というところでは、(ア)として全国各地に分散している県民のきずなの維持、(イ)として、全国の都道府県、市町村への福島県の情報窓口の設置、こういうものを考えております。

続いて通し番号 18 ページになります。 として「市町村の復興支援」というところでは、(ア)であります、被災市町村の行政事務・復興事業の支援及び代行、(イ)として、自治体間の相互援助体制への支援、(ウ)としては、調査への人的支援、避難住民との連絡調整の支援、(エ)としては、役場機能を移転した自治体の行政サービスのシステム構築への支援、(オ)としては、人的支援の仕組みづくり、それから(カ)としては、市町村の復興計画への策定支援、それから復興事業実施のための支援、それから、同じく(カ)でありますけれども、復興事業実施のための高等教育機関等の活用の促進、(キ)でありますけれども、市町村との意見交換の場、それから市町村の意見の聴取、こういうものを考えているということでもあります。

通し番号 20 ページ、これが緊急的対応の最後になります。「原子力災害の緊急的対応」ということでもあります。まず(ア)としては、損害賠償に対する支援、(イ)であります、モニタリング、(ウ)も、特に放射線量の高い地域のモニタリングということです。(エ)でありますけれども、まず、学校や通学路などの放射線量低減対策、(オ)であります、災害廃棄物の処理、(カ)でありますけれども、災害廃棄物、下水汚泥などの処理方法の明示と最終処分先の確保を国に求めていく。それから(キ)でありますけれども、除染技術の研究、(ク)でありますけれども、長期にわたる健康管理調査、それから線量計の配布、安全基準の設定、情報の迅速な開示、それから食品の安全確保、放射線量の測定体制・スクリーニング体制の充実・強化、続いて 21 ページになりますけれども、P R

等による風評被害対策、それから、同じような話でありますけれども、物産展・展示会などをおして安全性のPR、(コ)でありますけれども、観光キャンペーン、それから、これも同じような話でありますけれども、モニタリングと安全性のPR、最後でありますけれども、情報開示の話を考えているということであり

ります。

以上が「緊急的対応」のほうであります。

併せて、大分ダブるところがありますけれども、本県の特殊性ということで、「原子力災害への対応」を1つの柱にしております。通し番号 25 ページになります。ビジョンでいいますと 27 ページから 29 ページまでになります。

「原子力災害の克服」の中では、考え方といたしまして、3 段落目の後ろのほうからありますけれども、原子力災害の影響についての研究、放射線に対する情報発信などを行う拠点を整備します。それから除染などによる環境回復を進めます。さらに、健康管理によって健康長寿県を目指す。それから、次の段落でありますけれども、原子力に係る国際的機関の誘致を含め、世界最先端の知見・頭脳を本県に招致します。それから、事故後の原子力発電所の安全確保とその監視に取り組んでいきたい。最後の段落になりますけれども、原子力災害の賠償・補償について支援をしていくというようなことを考え方として出しております。

その中にぶら下がる項目といたしましては、 が「全県におけるモニタリングの充実・強化」ということです。この辺はダブりますので説明を省略させていただきたいと思いますが、まずモニタリング、それから 27 ページになりますが、「身近な生活空間における放射線量の徹底した除染の実施」です。中身は省略いたします。それから 29 ページ、身近な空間だけではなくて、農地や森林を含めた「全県における環境の回復」、いわゆる除染を進める。それから でありありますけれども、「全ての県民の健康の保持・増進」ということで、(ア)でありますけれども、県民の健康影響調査、食品の安全確保、それから(イ)でありますけれども、県立医大での研究や診療機能の強化、それから、放射線健康障害の早期診断・最先端治療拠点、それから国際的な保健医療機関の誘致、(ウ)でありますけれども、疾病予防・早期発見・早期治療による保健医療先進県の創造ということを目指すということであり

ります。

それから、31 ページ、「原子力災害を克服する産業づくり」というところでは、まず(ア)でありますけれども、農林水産物及びその加工品、工業製品などの放射線量の測定、(イ)でありますけれども、農林水産物の生産技術の開発、(ウ)でありますけれども、放射性物質の除去や処理の技術開発、それから(エ)でありますけれども、放射線医学と関連させた医療機器の開発、それから(オ)でありますけれども、モニタリングによります安全性のPR、そして、(カ)でありますけれども、放射能や食の安全に関する知識の普及、こういうものを考えていきたいということであり

ます。

続いて通し番号 33 ページになります。 は「原子力に係る機関の誘致及び整備」ということで、原子力に関する国や国際的研究機関を誘致したい。それによって廃炉基準など安全管理や放射線に関する高度技術の開発も促進していき

いと思っております。

それから 34 ページ、 といたしまして、「原子力発電所事故に関する情報開示」を進めていきたい。

最後、35 ページになりますけれども、損害賠償の関係でありまして、「原子力発電事業者及び国の責任による、原子力災害の全損害に対する賠償・補償に向けた取組み」ということで、円滑に進められるための支援をしていきたい、県や市町村、自治体そのものの損害についても国のほうに要求をしていきたいということでもあります。

以上が具体的取組みでありますけれども、これらに追加すべきものがあるかどうか、それから、主要な事業の中でさらに検討すべき具体的な提案などについてご意見をいただければと思っているところであります。

続いて資料の 1 - 2 であります。通し番号 36 ページになりますけれども、「復興計画における重点的なプロジェクト」ということで、今のところまだこれしか記載がありませんけれども、7つの柱ごとにそれぞれ重要だと思われるものをプロジェクトということで、今のところ 12 個ぐらい考えているわけなのですが、これらを見ても復興計画の全体の概要がわかるようなものをつくっていききたいということで、今のところ応急的復旧のところと原子力災害の克服の観点からは上の 4 つ、環境の再生、いわゆる除染の話であります。これを 1 つ重点的なプロジェクトとしたい。それから、被災者の生活再建、これを 2 つ目の柱、それから市町村の復興支援、そして県民の心身の健康、この 4 点を重点的なプロジェクトと。この分科会に該当するものとしては、この 4 点を重点プロジェクトと考えているところであります。

説明は以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

どうもありがとうございました。

災害対策本部原子力班の遠藤と申します。

私のほうから、除染に関する基本的な考え方ということで、先般、8月26日に政府原子力対策本部のほうから示された「除染に関する緊急実施基本方針」について、若干時間をいただいてご説明させていただきたいと思っております。資料のほうは参考資料の 2 つ目のほうで、中央のページは 55 ページの資料でございます。

この緊急実施基本方針の目的あるいは位置づけというものがまず 1 番目に書かれておりまして、放射性物質によって汚染された廃棄物あるいは除染に伴って出てくる土壌等については、今まで法的な枠組みがなかったということで、議員立法でそういう枠組みをつくっていきましようということで、いわゆる「放射性物質による環境の汚染の対処に関する特別措置法」が当時議論されておりまして、8月30日に交付されまして、本格施行が1月1日からと。とはいうものの、除染というのは緊急的に取り組む課題だということで、この特別措置法に基づく除染の枠組みが本格的に開始されるまでの間、この緊急実施基本方針に基づいて除染をやっていきましようということで政府が決定したものでございます。

その内容としまして、2 番目に暫定目標ということで、1 つは、これは 2 のでございますが、追加被ばく線量が年間 20 ミリシーベルト以上の地域を段階的

座 長  
災害対策本部主幹

かつ迅速に縮小することを目指しますということがまず1つ挙げられておりました、ページをめくっていただいて、56ページに長期的な目標としまして追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下ということを目指していきますという長期的な目標が定められております。

とはいっても、除染の目標、それから短期的な目標がどうなるのだということで、に除染実施の具体的な目標としまして、2年後までにということ、一般の方が受ける推定年間被ばく量を今よりも約50%減少した状態に持っていきましょう、これを2年後までにやりましょうという1つの目標が定められております。この50%という考え方は、放射性物質の減衰というか半減期ということ、だんだん放射性物質が弱っていくということと、風雨などの自然の要因によって減っていく。そういうものを含めると、2年間で40%減少する。あとの10%を除染によって上積みして、年間被ばく線量を50%減少させましょうという除染の目標が示されております。

それからとして、子どもの生活空間、これについては徹底的に除染をしましょうということ、2年後までに子どもが受ける年間被ばく量については50%ではなく10%上積みした60%を減少させるということを目指してございます。

この目標を達成するためということ、次のページ、57ページになりますが、除染の進め方ということ、基本的な考え方と線量に応じた進め方が取りまとめられておりました、1つは基本的な考え方の中で、国は責任を持って除染を推進するということが謳われております。それから(ウ)として、除染に伴って生じる放射性物質に汚染された土壌、これの処理については国が責任を持って対応しますということが言われております。この前提のもとに(2)として線量の水準に応じた地域別の対応ということで、まず1つは避難指示を受けている地域、あるいは計画的避難区域、この2つの避難指示区域につきましては国が主体になって除染を行いますということが、この57ページの(ア)に書かれております。

また、申しわけございませんがめくっていただきまして、58ページになりますが、その中でも特に線量の高いところ、いわゆる年間20ミリシーベルトを大幅に超えるところについては、まずモデル事業を実施して効果的な除染技術あるいは線量が高いということで作業員の安全を確保するための方策、これをまず確立しますということが書かれております。

(イ)として、2つ目の線量区分として、追加被ばく線量が概ね年間1から20ミリシーベルトの地域については、に書かれておりますように、市町村が主体になって国が示す市町村による除染実施ガイドラインに基づいて除染計画を市町村さんに策定していただいて、市町村さんが主体になって除染を進めましょうということが示されておりました、年間1から20ミリシーベルトの中でも比較的線量の高い地域、に書かれているところでございますが、これについては面的な除染を進めていきたいと思いますということ、ここについての比較的高い線量の線引きとして、9月28日に国のほうで各市町村さんのほうに説明した説明会の中で5ミリシーベルトを超えるところを比較的線量の高い地域ということ、示されまして、ここについては面的な除染を進めていきたいと思います。それ以下のと

ころについては、先ほどの自然要因による減衰とかそういうものを考えると、面的な除染ではなくて、側溝とか雨どいとか、局所的に線量の高い場所が出てくる、そういうところを除染するという局所的な除染で進めていきたいと思いますという方針が示されてございます。この1から20ミリシーベルトの中の面的な除染を進めるにあたっては、市町村が計画をつくって実施の主体になる。ただ、県とか国が管理する公的施設については、それぞれの管理者が市町村がつくる計画に基づいて除染を実施していきますということが示されております。

また、59ページにいていただいて、では、1ミリシーベルト以下の地域はどうかということになりますと、(ウ)として、1ミリシーベルト以下のところについては基本的な面的な除染は必要ない水準になっている。ただ、1から5ミリシーベルトの地域と同じように、一部、側溝や雨どいに局所的に高線量を示す箇所があるので、これについて住民の方を含めた関係者の方で局所的な除染を行えるようにしていきましょうということの取扱いということを進め方をここに示してございます。

4番目として、そういう除染に伴って生じる土壌等の処理をどうしていくのかということ、まずに、こういう土壌等の処理につきまして、長期的な管理が必要な処分場の確保とか安全管理については国が責任を持ってやり、早急にその建設に向けたロードマップを作成して公表するというようにしてございます。ただ、それではなかなか進まないということで、当面は市町村または地域で借り置き場をつくってくださいと、それに対して財政的・技術的支援をしていきますということがここで示されております。

このような基本的な進め方ということで国の緊急実施基本方針が示されたところでございますが、私ども県としましては、国が5ミリシーベルト以下については面的な除染は必要ないということで線を引いたわけではございますが、線量を下げるために1ミリから5ミリのところであっても面的な除染をするということについては、その財源措置について国が十分な財源措置をするように、そういうことを前からも申し上げてきましたし、これからは強く国のほうに求めながら、基本的にはこの基本方針に沿いながらも市町村さんの実情に応じた除染を進めるように、来週から各市町村さんのほうを順次お巡りして、市町村さんが策定する計画がスムーズにつくられるように国や専門家と協力しながら進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

座長

ありがとうございました。

以上、主に資料1-1、資料1-2、それと、今の参考資料をご説明いただきました。本格的な議論に入る前に、今説明いただきました資料等で再確認しておいたほうがいい点があったら、どこからでも結構なのですが、ご指摘いただきたいと思います。いかがでしょうか。

渡辺委員

災害の緊急対応、特にこの復興ビジョンの中で、例えば津波には一言も触れずに入っている。福島県として沿岸部の復旧をどういうふうにしていくのだということが1つも出てきていない。相馬からいわきまで全部災害を受けているのでそれぞれの地域との関係もあるのですが、では防波堤だけでも自然災害を防げない

座 長	<p>ということは誰もわかったわけです。だから、それぞれの地域で減災をどうするのだということは考えていると思うのです。県の中でも、複合の取組みのことに一言も触れていないのです。例えば、防波堤と災害緑地、そして、例えば道路の嵩上げとか、そういう複合の部分の復旧もトータルでやっていくのだということがワンフレーズも入っていないので、単発しかやらないのかという印象もあります。だから、この辺については明確にやはり県のほうでも入れてもらったほうがいいのではないかと考えております。</p>
渡辺委員	<p>座 長 応急的な復旧の中においても、そういう複合災害についての観点が入っている必要があるということですね。</p>
座 長	<p>座 長 複合復旧です。そういう考え方が入っていない。 この点は何か事務局のほうでコメントはございますか。後ほどでも結構です。他のご意見を一通りお聞きしてからにしましょう。とりあえず、今のような確認、質問をお寄せいただければと思いますが、いかがでしょうか。</p>
遠藤委員	<p>座 長 今、渡辺委員のほうから話があったのは誠にそのとおりでありまして、海岸線すべてが被災しました。特に今回の原子力の事故につきましては津波が要因でありますので、まだ原子力発電所が現存している以上は、当然、減災対策といえますか、これは最重要課題ということでございます。これについてはしっかりと文言を入れておくべきだろうと思います。</p>
座 長	<p>座 長 ありがとうございます。 他にいかがでございましょうか。今、皆さんに確認していただきたいのは、今の段階で質問等があればということでお聞きして、渡辺委員と遠藤委員のようなことは議論の中でまた出てくるかもしれません。質問等はよろしいでしょうか。また何かありましたら出していただくことにして、今、お二人から出た点で、事務局のほうで今の段階でコメントなどはありましょうか。</p>
復興・総合計画課長	<p>座 長 多重防御、それから減災の観点でありますけれども、なかなか応急的復旧のところでは読めないかとは思いますが、復興ビジョンの 23 ページをお開きいただきたいと思っております。この分科会ではご説明申し上げませんでしたけれども、「災害に強く、未来を拓く社会づくり」という大きな柱がありまして、この中の「将来像を共有しながら進める災害に強い地域づくり」という項目があります。ここに、(イ)や(ウ)ですが、(イ)でありますと、津波によって壊滅的打撃を受けた沿岸部の住民が安心して暮らせるように地域の意向を十分に踏まえて地震・津波に強い地域づくりを進めますと。それから(ウ)のところでは、道路に津波災害の減災機能を付加するなど、インフラの防災機能の強化を図ります、海岸・堤防・防災林などインフラを機能的に組み合わせることによって地域全体の防災機能の向上を図るというように、ここに多重防御の観点だとか減災の課題について一応は記載して、ここで考えているというところであります。</p>
座 長	<p>座 長 今の委員のご指摘は、ここで触れることも重要なだけけれども、原発被害という極めて深刻な事態が津波等で巻き起こされていたので、そちらのほうでも触れたほうがいいのではないかという意見です。後ほどまた触れていただくことにしましょうか。</p>

それでは、またご質問だとか確認すべきことがあれば実質的な議論の中で説明させていただきますが、今日、皆さんと議論をさせていただきたいのは、冒頭から言いましたように我々の分科会の役割は2つ任務がありました。繰り返します。緊急的対応のところでは「応急的復旧・生活再建・市町村の復興支援」、それと、もう1つが「原子力災害への緊急対応」であります。

最後に除染に関する報告がありました。緊急実施基本方針を含めて、これは原子力災害の緊急的対応ということなので、後ほど後半のところでもまとめてやることにして、前半ではこの緊急的対応、「応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援」、先ほど説明がありました1-1の資料の、上のほうにページがついている4ページから原子力災害の前までを前半の議論にしたいと思います。24ページまでです。それで、先ほどご説明がありましたけれども、この資料は、具体的に言うと、4ページをご覧になっていただくとそれぞれ具体的取組み記され、右のほうに主要施策が書かれていて、白丸はどの、あるいは黒丸は今後検討していく事業でまだ確定ではありませんということになっていて、今のところ白丸と黒丸の位置づけが施策として確定しているもの、確定していないものというふうに分かれています。ということは、ここいらを見ていただいて、皆さんのほうで黒丸に相当するようなもの、いや、もっとこういうものがあるのではないかとということも含めて、ご注文、ご希望等を出していただくといいのかなと思います。

そのような進め方にしていまいりますが、とりあえず、まずは前半で、この4ページから24ページまでの部分で、皆さんのほうからご要望、ご指摘等をいただければと思います。よろしくお願いします。

4ページの(ウ)です。「仮設住宅におけるコミュニティの確保の支援」ということでございますが、これは当然、今、事業も進捗しているところもございませう。あるいは確保したところもございませう。ただ、そのほかに、借上住宅とか借上アパートの方がコミュニティが確保できないというところで非常に悩みがあるのです。これはぜひ確保してくれと非常に深刻ないろいろな要請がありますので、この辺についても同じ取扱いの中でご検討いただければと思いますが、いかがなものでしょうか。

この中に、借上民間賃貸住宅のことが触れられていません。当初、民間の借上賃貸住宅もこのような比率で増えるとは思っていませんでした。ところが、実は仮設住宅よりも世帯数、戸数が多いので、こういう問題がばらばらと出てきてしまっています。この点は重要なご指摘だと思います。また後ほど県当局のほうのここいらについてのご判断、関係部局の方がおられるかもしれませんので、後ほど、もうちょっと意見交換してからお願いいたします。

他にいかがでしょうか。

仮設住宅なのですが、当初、2年ということで仮設住宅がつくられる予定であったと思いますが、かなり長期化するということで、借上賃貸住宅などを皆さん求める傾向があると思います。

その意味というのは、特に若い世代の方は、賃貸住宅のほうが暮らしやすいとか、コミュニケーションはとれないのですが、やはり非常に日常的な生活ができ

遠藤委員

座長

島田委員

るという意味で人気があるのだろうと。どうしても仮設住宅の場合は差別のようなイメージが持たれる。そういうこともありまして人気があるのだろうと感じております。

もう1つは、仮設住宅が長期化するという意味は、実際にはなかなか戻れない現状と、同時に雇用の確保も必要になると。仮設住宅の場所は雇用の確保もセットでなければ難しいかなと思うのですけれども、実際には、必ずしもその様な場所に建設していないという問題。

それから、いくつか仮設住宅を訪問させていただいたときに、非常にバリアフリーに欠けるものですから、車は住宅の近くまで行けない。駐車場にとめるために、駐車場から仮設住宅までは砕石などが敷かれているのですが、なかなか車椅子等が使えないとか、そういう視点で見ますと、長期化に対応する仮設住宅あるいはそのようなインフラ整備がされていないという事を最近感じ始めたものですから、その点をお願いいたします。

座 長

4ページの具体的取組みの項目に、「仮設住宅の快適な居住環境の整備」というものが書かれていて、今、島田さんをご指摘したようなことにこれから取り組もうということにはなっているのかもしれませんが、具体的な動きになっていないということはあるかもしれません。ここいらもまた関係部局の方がおられましたら、今考えていること、先ほどは借上民間賃貸住宅の扱いについて、これに対する支援ということもありましたので、後ほどまとめて関係部局からお願いいたします。

他に何かございますか。

菅野委員

それぞれ非常に網羅しているのだろうと思うのですが、現実にはわかりづらいというのもあるだろうと思えますし、そうかなというのもあるかなと思えます。

例えば、仮設住宅が今出ましたけれども、快適な居住環境の整備というものを23、24、25、26ということは、既にこれはかなり入っているのですけれども、ある意味では2年、それが延びるかもしれませんけれども、ずっと整備をしていくということはスピード感がないのです。今、いくらでもいろいろな問題がいっぱい出ているのですけれども、いくら言ってもやってもらえないという状況があるわけです。この計画ですと毎年ずっとやっていくのだという、非常に今苦しんでいる人たちの気持ちが私はわからない年度だろうと思えます。23年度でしっかりと環境整備は、もちろんその後で出てくるだろうとは思いますが、やっていくという姿勢が今のところ見られないと私は思っています。

それから、その後も、学校・事業所・地域における県民の心のケアに「仮設住宅における癒しの空間づくり」と、言葉ではあります。今、例えば集会所の施設の前に舗装がかかります。「せっかくだから、何の風景もないから、小さな木とか植栽とか何かどうですか」という話をすれば、「それは予定に入っていません。自分でやるならどうぞ」、この言葉とどこが合致するのですか。私はもうちょっと、一生懸命つくっていただいているというのわかりますけれども、やはり一つ一つに心がこもっていない。今、私らもそれで苦しんでいるのですが、私も一生懸命やっています。でも、全く住民からするとかけ離れていると言われていま

座 長

渡辺委員

すから、そこはやはり、全く癒しの空間づくりというのは、今私が言ったのは全くそのとおりなのですが、現実にはそれは県では考えていませんという話なのです。ですから、一つ一つを、あまり数多くやる必要は私はないと思いますから、しっかりと一つの言葉を心にとどめるということをやっていかないと、この大変な時期、どんどんと住民の不満は膨らむなど、自分の反省も含めて思っています。

今、の部分、「被災者住居の確保と幅広い生活支援・心のケア」、これだけで3人の方からありました。

今、仮設住宅の話がありました。借上住宅の方がたくさんいらっしゃるわけですから、これから恒久的住宅をどうしていくのかと。1つには、公営住宅の問題があると思うのですが、これは県営住宅もありますし市町村の住宅もあります。この役割を被災地の部分はどうしていくのかと、これが1つ課題になっているのではないかと思っています。この辺の協議については県とはできていないと思っておりますので、これらの方向づけもある程度してもらわなければならないのではないかと。

それと、仮設あるいは借上の方々に、もう応急ではなくて自立再建の方もいらっしゃるのです。そうすると、応急といっても、現実的に今は応急をやっているのですけれども、自立再建に向けての政策も展開していかなければならない。だから、黒丸で今後やりますよということではなくて、もうそろそろ具体的に、高台移転なのか、それも今すぐ方策を決めないといけないのです。

多重防御も、例えば双葉郡も海岸線と平行して県道が走っています。いわき市もそうです。では、県道の嵩上げをするのかということが具体的に示されないと、これからはれき処理の話があるのですが、例えば災害がれきについてはそれぞれの市町村ができるだけリサイクルしようという考え方があります。すると、コンクリートなりを破碎すれば嵩上げに使えるわけです。今、ごみ処理もしています。ごみのことについては議論できないのですが、災害復旧・復興ですから、トータルでやらなければならない。そうすると、今、部分的にみんな分解されていると、1つのことの結論が出ないと別のほうも出ないということなので、その辺についてはしっかり政策をやっていただきたい。というのは、住宅政策についても今すぐ決めないと、方針だけ決めてもらえれば、また各自治体の対応の仕方も変わるのだらうと思います。

もう1つ、宅地災害です。福島県は宅地災害が出ているのですが、これについて国に要望ということでやっていますが、採択基準、要するに規模の少ないものについては、県単事業ということで、さっき菅野委員の話もありましたけれども、国に大きいものは要望している、小さいものは県でやってくださいと我々言っているのですが、やる考えはないみたいです。けれども県民は非常に困っているというのが実態なので、小規模宅地等についても、やはり何らかの今回の復興の施策展開にさせていただくことが大事なのではないか。これは、私は町村はわかりませんが、市だけだと6市が該当しておりますので、いわき市だけの話ではないということです。

座 長

ありがとうございます。

太田委員

他にありますか。

今までの質問とかぶるところがあるのですが、応急的復旧、言葉の用語ということにもなるのでしょうけれども、応急的といのは期間を指しているのか復旧の度合いあるいは復興の度合い、まさに傷の痛みの大きさなり深さを指しているのかわかりません。それを聞きたいのと、この応急的復旧を見ていると、県土も含めて、インフラも含めて、すべて前のものを現状復帰すると見られるのです。例えば、塩をかぶった農地は全部塩を取って農地に戻すとか、道路も、今走っている道路を嵩上げするとか震災に強化するというのはわかるのですが、道路も同じところを走らせるとか、ですから、現状復帰に戻すというのを復旧とおっしゃっているのかどうか。

ビジョンにも書いてありましたけれども、復興は前よりよくすると書いてありました。よくするというのは、現状復帰してバージョンアップするのか、全く今までの昔の姿ではない形で、住宅地だったら住めない、災害があって、津波があって、いくら防災しても難しいという住宅には人は住ませないのか、そういう部分の復旧と復興、いったんは元に戻して、それからもう一回別な絵を描くのか、それとも、今の時点である程度絵を描いて復興に結びつけてしまうのか、私はそこがわかりません。そこを教えてくださいと思います。

座長

我々、ビジョンを検討したときに、多分、今、太田さんのご意見のようなことをあまり議論していないのですが、要は、いろいろなバリエーションがあるから一筋縄ではいかないという話です。すべてが復旧して復興に行くというわけにもいかないし、おっしゃっていただいているように、ある程度本格的な復興を考えなければ、この前の段階のプロセスが明らかにならない。それはすべて復旧してからというのも効率が悪い。課題によってまちまちだというあたりなので、あまり我々はその復旧と復興の線を引いていないというか、議論をしませんでした。多分そういうことがあって、ケース・バイ・ケースですので。

太田委員

あえて避けたのですか。難しいと。

座長

できないのではないかと。

渡辺委員

我々もいったん自治体で今やろうとして、今、太田委員の言う話で、減災という考え方だから多重防御、だから絶対人の命は助けようと、今回の国の計画の構想は多分そういう考え方なのだと思います。我々が、例えば今から多重防御をやりますよといっても、全部いわきの場合は市街化区域ですから、その土地を誰が買い上げるのですかといったら、総理大臣が一時期買い上げを言ったのですが、そこが明確でないから、今、我々末端の自治体は困っているというのはそれなのです。

だから、復旧と復興、あるいは応急、これを分けて考えるというのは不可能だと思います。この現計画、これから応急するのに、その将来ビジョンはどうなのだという話になったとき、それがトータルの組み合わせでないと復興にならないのです。だから、高台移転するにしても、では、この土地を仮に災害緑地にするといったとき、では、この土地を市町村で買うといったら、とてもではないですが市町村にはできません。

座 長

ですから、そのようなために僕はできないのだと思うし、逆に、今は応急の話なのだけれども、復旧と復興につながる話はトータルでないとなかなか難しいのではないですかという話をさっきしたのです。

少なくとも、我々復興ビジョンを議論したときに、私がいろいろ申し上げたのは、国の復興構想会議、あるいは岩手県、宮城県の復興計画を見ていて思ったのは、我々が第1に掲げたような応急的な対応は書かれていません。要するに、創造的な復興をやります。それまで今の緊急避難的な仮設なり避難所の生活は辛抱してくださいという発信にしか聞こえませんでした。

でも、私たちの福島県は、この原発の被害があるので、避難生活あるいは仮設住宅生活も長引いてしまう可能性があったので、この瞬間を大切にするような支援をしないと、復旧のエネルギーあるいは復興のエネルギーにつながらないのではないかというのが私たちが考えた考え方です。そういう意味でいうと、国、岩手県・宮城県と違うところは、この復興・復旧にかかるまでのとてもつらい時期をどうやって対応していくかというところを位置づけたのがここなのです。これがないとみんな離散してしまうし、次のエネルギーにつながらないのではないかとこのところで考えたのがこの部分だと思っています。

だから仮設住宅そのものの扱いだとかそういうものも考えましたけれども、先ほどご指摘があったようなこともあったということで、これからここいらは詰めさせていただきますけれども、また、その上で太田委員のほうからあったらお聞きします。

まず、この1の住居の確保について、今日在籍しておられる中で、この住宅あるいはこれらに関連する部局の方はおられましょうか。お願いします。今出ましたのは、例えば借上住宅の問題、恒久的住宅への移行の問題、自立再建を要求している人たちへの支援の問題、宅地災害の問題、いろいろ出されました。よろしくをお願いします。

土木企画課主幹

土木部です。お世話になっております。

まず、コミュニティについては土木部所有ではないかと思うのですが、関連するところで言いますと、例えば仮設住宅のバリアフリー等は、例えばスロープとかそういうものをやっております。あるいは、駐車場とか敷地内の舗装、そういうところもやはり歩きにくい、雨が降ったときには不便だということで、今、舗装をしているところでございます。先ほどの植栽とかその辺は十分できていないかと思しますので、担当課のほうに今日の話伝えたいと思います。

次に、住宅を仮設ではなく将来にわたって使えるようにということについては、災害公営住宅とかという、主に市町村事業になるのですけれども、そういうものの取組みについて、関係する市町村にいろいろ意見を聞きながら進めていくという考えをして、今後検討していくとしております。

小規模の宅地被災の話があったかと思えます。これについては主に地震です。地震で個人の住宅の地盤が崩れたりというようなことで住めないような状態になって避難されている方も数多くおられます。実際のところ、なかなかその辺の国の支援、当然、県もなのですから、そういうものがないものですから、関

係市町村さんから再三要望をいただきまして、ずっと国のほうにいろいろと補助の新設とかそういうものについて要望しているところなのですが、まだ認められていないという状況にあります。

最後に太田委員のほうから、現状回復なのかという話、あとは渡辺委員のほうから、状況等の話を受けましたけれども、確かに復旧は原形復旧ということなのですが、特に相双地区からいわき地区の海岸の地震と津波で甚大な被害を受けた地域については、原形復旧ということでは収まりませんから、海岸線の堤防の高さ、あとは背後地の防災緑地なり道路の位置、嵩上げ等について、現在も関係する市町村の意見を聞きながら計画を詰めているというところで、今後、より具体的な復興計画を作成するというので、それらの計画についても詰めていきたいと考えているところでございます。

抜けているところがあったらまた言っていただければと思いますけれども、そんなところでございます。

座 長

とりあえず、今、委員の方々から、この主要事業の中にどうも盛り込まれていないのではないかというご指摘のキーワードといたしましよるか課題が出てまいりましたので、それは関係部局のほうで持ち帰って検討いただくということによるしいですか。

土木企画部主幹

そのようにしたいと思います。

座 長

お願いいたします。

複合的な多重防御の問題についてもここだけでは答え切れなと思いますので、主には、これも土木部でご検討いただくとありがたいなと思います。よろしくをお願いします。

今は4ページのところに議論が集中しましたが、24ページまでございます。他のところ、どこからでも結構ですのでご指摘いただければと思います。

島田委員

20ページなのですが、原子力災害の緊急的対応です。

座 長

原子力災害のところは後ほどにさせていただきます。19ページまででした。僕が変な言い方をしてしまいました。後ほどでいいですか。申しわけありません。原子力にかかわるものはまとめてやりましょう。

菅野委員

津波・地震、原発にしる、何せ今までの生活と全く違うところにかかなりの住民が置かれたわけです。当然、一生懸命、仮設にしる借上にしる、あるいは補償にしる賠償にしる、やっけていただいている。それで満足だという話にはなりませんけれどもやっけていただいているということなのですが、一番我々がこれから悩ましい問題は、こういう違った生活の中でどんどん、いわゆる自立と申しますか、働く意欲が薄れていっている。それに伴う健康というものもあるのだろうとは思いますが、まずはやはり自分で何でもやらなければならないのだという、これが薄れていっているというのが、私は生活再建の最大の問題ではないかという気がします。そこをどういうふうにしていくか。

あまりにもいっぱいあって細かいですから、まだ全部は読み切れていないので失礼なのですが、とりあえず、今、緊急雇用対策とかその他いろいろなことがあるのだろうと思いますが、これが避難をしている間、あるいは避難から解除され

て戻った後、どのようなことがあるか。残念ながら 100 人中 100 人にそれを与えることはできないのだろうと思いますが、せめていろいろな形でその場面をつくっていかないと大変なことになるなと思っています。

今、仮設なり、あるいは借上もそうでありますけれども、例えば仮設などはどうしてもやはり年配の方が多くなっている可能性があったりして、結果的にはもっと運動する場所を与えてやったらとか、野菜をつくれる場所を与えてやったらとか、あるいは何かをつくるものを仕掛けていかないといけないかなとか、やはりあるのですが、現実には、例えばそれは特別な借りた場所でもありますから非常に難しかったり、あるいは理解が得られなかったり、あるいは法的に、例えば今のところ私らは工業団地を借りているわけですが、工業団地ですから空いている工業団地があっても、そこにグランドゴルフ場をつくっていいのかというと、いや、それは違うでしょうという法律になってしまうわけです。この緊急事、有事のときに、平時の法律をやっているのかという話なのです。ですから、そこはやはり、我々の小さなところで動きはできませんので、いかにやはり国がそういうものに正面から向き合ってやっていくかということが必要なのではないかと思っているものですから、思いつきましたのでお話をさせていただきました。

ありがとうございます。

がれき処理についてなのですが、国の法律、国で責任を持ってやりますということですから、これは国の責任だということは十二分に認識しております。ただ、国がつくった安全基準について、本当に国民あるいは県民が納得しているかといったら、高い低いの話ではない。やはり放射線量が出れば、例えば災害がれきの焼却について、私どもは 2 場持っているのですが、計 6 回説明会をしております。ただ私は同意を求めることではないのだろうと思っておりますから、ここは丁寧に説明していくしかないのだろうと思っております。少なくとも、例えばいわき市の焼却灰で大体 2,000 ベクレルです。8,000 ベクレルが限度ですから 4 分の 1、国がまた 8,000 ベクレルを超えてもいいというような話ですが、ただ、もうそろそろ福島県に中間貯蔵庫ということをごこの中にはっきり入れてもらいたい。国が言っているのに福島県だけが、これは福島県の放射性がれきを福島県以外に持っていくということは不可能だと思います。例えばいわき市のごみをよそで入れてくれません。受け入れてくださいと言っても受け入れてくれないのはわかっているわけですから、福島県の放射性がれきをほかに搬出することはできないので、やはり県として明確に、どういう方法で放射性の最終的な、焼却灰を含めて、あるいはこれからどんどん出てくるであろう除染をする表土除去の残土を含めて、半端な量ではないのだろうと思うのです。それがわかっている、県としての方針が出ていないというのは一番問題点があるのではないかと思っておりますので、ぜひともここは県として明確に入れるべきなのではないかということでありませう。

それと、雇用対策については、今までの経済対策であると大体短期なのですけれども、仮設住宅を含めて、今まで阪神淡路が 5 年、中越が 4 年といっているの

座 長  
渡辺委員

ですが、それ以上にかかる可能性があります。やはり、今日、遠藤町長あるいは菅野村長がいらっしゃいますけれども、もしかしてこれから除染を国もしっかりやっていくのだろうと思うのですが、この見通しがつかない限りは帰ることができないのです。

だから、そのことを考えたとき、先ほど島田委員からも出たように、雇用対策をどうしていくのだということになると、やはり長期の雇用対策をしていかなければならないのではないかと考えておりますので、この辺もぜひとも入れていただければと考えております。

もう一つ、医療の関係なのですが、今、特別養護老人ホームについては対応がなかなか難しいのだろうと思います。どこも待機があるのだろうと思います。いわき市も震災前で1,000人いたのですが、今回の震災でそれぞれ集中しているのです。一人暮らしを含めて避難されている方がいらっしゃって体調を崩す。そういうことを考えると、双葉郡にあった特養がなくなっただけでも大変なのです。そのときどうするのだと言われて、今、例えば隣接の市町村は多分オーダーが出ているのだろうと思います。これが制度上、平成18年に大規模については交付金制度になりましたので補助事業にならない。だから、少なくとも市町村で手を挙げるところがないのだと思います。単独事業ですから。小規模事業については補助事業の対象になっています。ですから、大規模な特養について今は従来通りの方式に戻してもらおうように、県としても制度を設計するなり、あるいは国にそういうものを働きかけることを中身に入れていただければありがたいと思っております。

以上であります。

太田さん、どうぞ。

私の守備範囲の話をしないと怒られてしまいます。8ページなのですがけれども、(イ)の4番目なのですが、「移転を余儀なくされている中小企業等に対する貸付」です。これは大変使い勝手のいい制度でありがたく利用している企業の皆さんが多数いらっしゃるということでございます。

ご案内のとおり、避難区域から外に新たな店舗や工場をつくる場合の資金制度なのですがけれども、だんだん避難区域が解除になってきますと、企業がもともとあったところに、いわゆる従来あった本社というのですか、本社に戻って工場や店舗をもう一度つくろうといった場合に、今は二重ローンが騒がれていますけれども、既存の借金と、避難区域外に行って新たに店をつくったり工場をつくったりして商売をやっている方が、避難解除になった場合、では、もとのところに戻ってもう一回商売をやろうかといった場合、今度は三重ローンということもあり得る。それを回避することになると、今までやっていたところの市町村ではもう商売をやらなくて、新たに出したところだけで商売をやってしまうおうという、避難区域の方々が戻ってきた場合に商店なり工場なり店舗等がなくなるというか、そこに事業主がいらっしゃらないとまちの復興も、さっき雇用というお話もありましたけれども、地域の産業がなかなか戻ってこないことも想定されますので、そういうことのための制度資金といえますか、戻ってきやすいような企業経

座 長  
太田委員

座 長	<p>営に役立つような制度資金も新たに検討していただければ大変ありがたいなと思います。手厚い制度で、セーフティとか、いろいろと国、県、保証協会さん、一生懸命やっていたと思いますけれども、避難解除になればまた新たな局面も迎えますので、それなりに柔軟に対応したような貸付制度もご検討いただければなとお願ひしたいと思います。</p>
太田委員 座 長	<p>この項目というのは緊急的対応以外のところでは触れられているのでしょうか。そこまで見ていませんでしたが、ここでは緊急ですから、今のような少し長期戦を踏まえた上での緊急的な融資だとか貸付だとかというのは、そちらのほうでフォローできているかどうかという話です。</p>
太田委員 座 長	<p>企業が戻ってきたいと思っても雇用に結びつかないですから。 それはどうなのでしょう。どこかでわかりますか。今のような話、我々は緊急的対応だけれども、やはりそこは不連続であってはいけないということなので、いろいろ出てくるのだろうなと思います。該当する方はおられませんか。では、一応、ご意見として承りましょう。</p>
遠藤委員	<p>僕のほうから、市町村のそれぞれの関係者の方がおられるのでお聞きしたいのですが、この資料1 - 1の16ページを見ていただけますか。皆さんご承知のように、福島県から県外に避難している人たちが1万人近くになっている。主には原発被害が多いので、他の県に比べると極端に特徴的な現象は福島県から県外への避難者が多いということです。それで、今回の例えば原発災害の賠償手続きを含めて、県外に避難しておられる方々がどのくらいいろいろな制度的な支援だとかそういうものにアクセスしやすくなっているのだろうか、沖縄にも行っておられる、全国に散らばっている。そういう中で、それぞれの市町村の首長さんのほうで、全国に散らばっている方々に対してそれぞれの自治体の人たちがフォローできるような仕組みというのは、何か見通しがつきつつあるのでしょうか。</p>
遠藤委員	<p>うちの町は約4割が全国に、北は北海道、南は沖縄、あるいは外国にまで行っています。当初は3カ月、4カ月まで大変で、情報が行かないとか、あるいは行政のシステムそのものが全然機能しなくて大変混乱がございました。</p>
座 長	<p>それは今まで片山総務大臣等々、何回も意見交換の中で、住所を異動しなくても、そのまますべての行政の機能はできるということで、これは今しっかりと展開していますので、この辺は問題などはありません。当初はたくさんありました。</p>
座 長	<p>それから、原子力の賠償補償の問題については非常に困っています。他県にいる中でいろいろと複雑多岐にわたる膨大な資料の中で、当然、マンツーマンで聞かないとわからないような状況で、県外に避難している方については非常にいろいろな悩みが訴えられているのが実情でございます。</p>
菅野委員	<p>菅野さんのところで、前にお聞きしたことがあるのですが、住民票を避難しているところももとのところも、両方住民票を発行したらいいのではないかという提案を菅野さんが提案されて、それは実施しているのですか。</p>
菅野委員	<p>いいえ。片山大臣にお話をして、今、町長さんがおっしゃったように、制度的にはもうきちんとなっている。ですから、あくまでも我々は、例えば避難してい</p>

る自治体にこの方が行っていますのでよろしく申し上げます、何と何を申し上げますとこのやりとりをするという形になっていまして、そこをどういうふうにするか。一般的には、近くであれば全く生活のごみとかその程度なのですが、そうでないと、すべてお任せということになると自治体でやることもなくなってしまい、きずなも少なくなってしまいますから。ただ、やはり他県に行っている方ということになりますとそう簡単ではありませんので、例えば健康診断ですとそこで受けてもらう、どこで受けてもらってもいいですよ、こういうふうにしてくださいという連絡は全部通達は出すようにしています。

座 長

16 ページに書かれている広域避難をしているそれぞれのまずは市町村が、ここでは「県民のきずな」と書いてありますけれども、ここに書いてある程度でよろしいでしょうか。やはり、先ほどの損害賠償等のことなど、本当にそこから抜け落ちる人がたくさんいるのではないかと、僕はそれが心配ではないのですけれども、そういうことなどもこれから丁寧にフォローしなければいけないと思います。

渡辺委員

それぞれ規制区域の自治体なのです。いわき市もほんの一部、規制自治体に入りましたけれども、基本的に規制自治体ではないところと規制自治体のところ、ここがやはり悩ましいところです。私らはほんの一部ですから南相馬ほど必要はなかったのですが、南相馬は3つの規制区域なので、今では4つですか、そういう中で基本的に他県に行った方々を含めてどういうふうにするのだということは非常に難しいし、避難区域ではない方々が出ていったので連絡の取りようがない。実際、いわきの場合だと7,500名ぐらいが住民異動しております。だから、少なくともその倍は最低でも市外に出ている。市外というか県外だと思うのです。一番最初は郡山や会津のほうにいらっしゃった方もいますが、後でモニタリングの結果を見たらいわき市よりはるかに高いので別なところに行ったとかと聞いておりますけれども、実際、この放射線量については、高い低いの議論ばかりではなくてこちらの部分ですから、そのときに規制区域になっていない自治体が積極的にそれをやるというと、将来、住民サービスを全部、これをやります、あれをやりますと逆に出ていくことに、かなり悩ましい部分なのです。

私が発言しなかったのは、お二人の遠藤町長と菅野村長から言えば、割と後にもつながるし、それは損害賠償の部分にもしっかり対応できます。一方で、うちの場合は規制になっていなくて本当の自主避難ですから、そこは難しいと思っております。ただ、私は、双葉郡の8町村なのですけれども、12の自治体の皆さんとは避難元自治体・受け入れ自治体としては会議もし、事務担当者会議でも詳細の部分はやっているの、県のほうでもそこは総務省の指導の中でその辺はうまく組み合わせはできていると思っております。

座 長

いわきの場合には、市外に避難しているだけではなく、受け入れてもいますので、受け入れ自治体としてのいろいろな県の支援等でもうちょっと注文すべきようなことはありませんでしょうか。

渡辺委員

この委員の前では私も……。県のほうも少し中身を考えていただけるように文章を入れてくださいというのは山々なのですけれども、なかなかやはり。実際、

座 長

受け入れ自治体だし、片方は避難元自治体の委員もいらっしゃるの、そこは県がもう少し何らかの文章を書いてくれば良いなと。

わかりました。

そのようなわけで、避難をしている自治体はこれから復興計画をつくったり、具体的に避難している人たちとどう対応していくかというところではいろいろな課題はありそうなので、そこいらについてはもうちょっと私も丁寧にフォローできたらいいなと思います。何をどう書けばいいかちょっとわからないのですけれども、また議論ができればいいなと思っています。

さて、今、3時15分になっていますけれども、3～4分休みましょうか。それで、この第1の部分でもうちょっと皆さんの意見があればお聞きしますが、とりあえず区切って、第2の部分に移そうと思います。原発のほうです。その前に5分休憩します。よろしくお願いします。

(休憩)

-----  
(再開)

座 長

一通りご意見が、出尽くすわけではないので、ある時間が過ぎたら提案しようと思いますけれども、あらかじめお話しします。

多分、この我々の分科会は、予定されているのは今日を含めて2回だそうです。それで議論が尽くせるわけではないので、後ほどお話ししようと思いましたが、今日、ある時間が来たら区切りますけれども、皆さん、言い残したことがあるようでしたら、事務局のほうにいろいろご意見をお寄せいただきたい。この場で全部言い尽くすということは無理でしょうから、そのご意見を事務局のほうにお寄せいただきたいということを含めて、今日は一定の時間のところで区切らせていただきたいと思っています。やはり、これだけたくさんある項目を全部言い尽くすというわけにもいきませんので、そんな扱いにさせていただきたい。改めて後ほど皆さんに確認をしますが、そんなつもりであります。

そこで、最初の議論、19ページまでの中で、もう1つ、2つ、皆さんのほうでぜひ確認をしたいこと等がありましたらお願いいたします。

菅野委員

今、福島県のいろいろな問題がたくさんあるのですが、先ほども言いましたように、宮城県と岩手県はどんどん戻ってきている、福島県はどんどん出ていっているという話です。これは放射能ということなのですが、そこをどうするかということになりますと、やはり大体出ている方というのは子どもとの関係や何かが多いのだろうという気がします。ですから、その環境をどのように整えていくかというのが戻ってきていただく条件だろうと思います。

実は、私らの分科会ではないのかどうか分かりませんが、いわゆる市町村の復興支援の中に、教育のほうはみんなあるのですが、でも、みんな県立高校で、自分の所轄ばかり書いているのです。市町村のいわゆる支援の中に、子どもの教育、学校のことは書いていないのです。庁舎がどうのとか道路がどうのという話なの

です。やはり学校の環境なり何なりをどう整えていくかというのが一番重要なのに、多分、別の分科会の中で出ているのだろうとは思いますが、18、19ページのいわゆる市町村の復興の中には、残念ながら学校教育に対する支援というものが無いということです。こんなことをやっていたらますます出ていくということになります。そう私は思っているのですが、いかがでしょうか。ですから、やらなくていいのかという話なのです。これは最後の19ページのところの市町村の支援、これは庁舎とか道路とかそういう支援をしますという話ではなくて、いの一番に教育をやるという姿勢がないと、ますます私は宮城県と岩手県に置き去りにされるのだろうと思います。もちろん幼稚園もです。

遠藤委員

要するに、国が許可権を持っているやつが、特に私立の部分の幼稚園などは市が関与できない。仮にこれから除染しようということになると、監督官庁は結果的に県が許可していて県が助成金を出していますから、基本的に見ているのは県なのです。一方で、市立だけの幼稚園を除染したら市民から総スカンです。だから、当然私立もやらなくてはならないのですけれども、私立幼稚園が入っていないのはおかしいのです。今、菅野委員が言っているやつは全部抜けていて、逆に市町村の教育事務の部分について欠落しているということなのですけれども、この中身は県でもともと持っている部分も欠落しているのだということです。

座長

復興ビジョンの議論のときには、未来を担う子ども・若者をどう育成していくか、そういう目線をどう用意するかということはかなり議論したのですけれども、今のようなご指摘がありました。

これについて担当部局は何かコメントはございますか。

教育庁企画主幹

教育庁の者です。復興ビジョンに則ってこの計画を立てていますが、先ほど事務局のほうからご説明申し上げましたとおり、7本の柱のうちの第2番目の「ふくしまの未来を見据えた対応」で、(1)番に「未来を担う子ども・若者の育成」という部分が教育分野の大きな部分でございます。緊急的対応とか原子力災害対応ということで、当然、教育の部分は出てきておりますが、主要な部分は2本目の柱ということになってございますので、ご理解いただければと思います。

座長

今のようなお話は、そこで扱っていると考えていいのですか。そういうことだそうです。

遠藤委員

今回の復興ビジョンについて、さっきから、ここにありますが、あそこにありますという説明です。では、我々が言わなかったらどこに入っているのか誰もわからないのではないですか。県として、例えば復興ビジョンをやる時、例えば今座長が言うように、主要な部分を話しているのですから、ここはこういうふうに具体的にやりますと書かなかったら、これは復興ビジョンですから、これに基づいてやるわけですから、実際そこはこう読み取りますとあって、後になってそこは入っていません、実際に事業をするときになったら入っていませんというようなことだってあり得るわけですから、復興についての最終的なものをつくり上げていくことにすれば、もっとより具体的に、ここに入っていますという言い方は丁寧ではないのではないかなと。我々が聞かない限りはいつになっても、どこに入っているのか、多分、何行目に入っていますという言い方になってくるのかな

座長	<p>と思うので、より具体的に主要施策の部分についてはしっかり書いていただければと思っております。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>そこいらをこれから検討していただくことにして、2のほうにとりあえず移らせていただいてもいいですか。2というのは、すなわち「原子力災害の緊急的対応」ということで、除染の国の方針を含めて先ほどご説明をいただきました。1-1の資料でいうと20ページからであります。先ほど私、ちょっと混乱してここまで含めてしまって皆さんを混乱に陥れましたけれども、改めて20ページからの部分について皆さんのほうからご意見を承りたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
島田委員	<p>今出ました私立・公立等の問題ともかかわるのですけれども、20ページ、まず1つは、後のほうなのですが、食品の安全確保というところで、私はどうしても具体的なことになってしまうのですが、児童については、公・私立に関わりなく給食であるべきです。公立については給食の確保があるのですが、私立についてはあくまでもお弁当です。そうしますと、公立でなければ各家庭の責任に任せるということになっているらしいのです。したがって、非常に私立に通わせている父兄の方々というのはとても心配している。要するに私立の子どもについてはすべて自己責任なのです。</p> <p>今回の震災に関しては、当然、個人のリスクを背負うところと、ある程度の安全性を保障する部分が必要だと思うのですが、公立か私立かというところでライン引きされるのはおかしい。特に子どもの食品に関して。だから、せめて安全な食材の給食制を導入していただいて、私立についても児童の食事については少し保証していただきたいということ、そういう内容が盛り込めるかどうか。</p> <p>もう1つは、前のほうに戻るのですが、モニタリングのところ、放射線量が高い地域のモニタリングというのは文言にあるのですが、むしろ子どもたちを連れて親御さんたちが遊びに行くとすると、県内ではなく県外に遊びに連れて行く。それは、当然線量の安全な場所がわからないというのがありますし、県外だと安全だという理由で連れて行くのですが、県内でも線量の低いところが確かにあるわけで、そういうところのマップがあったらどうだろうか。高いところを測るばかりではなくて、低いところについての公開もあれば、県内で安心して遊ばせることもできる。そういう具体的なマップがあると日常生活に役立ちます。</p> <p>この2点について、とりあえず。</p>
座長	<p>低線量のマップがあれば日常的生活をするときの判断材料になるということなのですが、学校給食の件も出ました。後ほどまとめて担当部局からコメントをいただくようにしましょう。</p>
田中委員	<p>他に何かございましょうか。</p> <p>せっかく来たから申し上げなければいけないのですけれども、いろいろなことが書いてあるのですが、首長さんもおられるから申し上げたいと思います。今、避難されている方から見てスピード感というものをどういうふうに感じているのかなど。いつ帰れるのだろうかということが、多分私自身もこれでは見えない</p>

し、いつ、こういった福島のような現存被ばく地域で安心できるようになるのだろうかという見通しも見えないという感じがするのです。縷々いっぱい書いてある分だけ余計わからない。

先ほど、参考資料で国の緊急実施基本方針というものの、これは私が国の委員会で、これをもう一回見直すべきだと申し上げたことがあります。このウェザリング効果は、はっきり言うとお天気任せです。こういうことで除染効果を10%とか20%でやっていったら、何年たったら帰れるのですかということなのです。多分、飯舘だって、5年、10年はほとんど帰れないです。ですから、そういう中で、こういういろいろなことの復興計画を書いても、基本となる場所が使えるようにならない限りは無理なのだということです。

さっき鈴木座長がおっしゃったように、除染が一番の基本だというのは私もそのとおりだと思います。まず除染をして、生活できるミニマムの条件をどうとらえるかということなのです。除染を行うことによって少し安心していただけることになるとは思いますが、安心のファクターというのは、放射線に関する知識にも関係あるし、今日は横山先生もおられますけれども、今後は低線量被ばくについての健康管理をどのように国が、県が、やっていくかということと併せていく必要があると思います。

それから、ちょっとずれますけれども、廃棄物は先日の環境省の環境回復検討委員会では全国的にみると約2,800万トンになるとの推測が出されました。1億トンという意見もありましたけれども、どちらにしても大変な量です。先ほどもいわきの市長さんがおっしゃっていたように、私自身は前から他所の市町村に持っていくことなどはできないので、今法律では本格的な処分場という定義がないから、仮処分場でも中間置き場でもいいけれども、やはり200年、300年の安全を担保できるような施設設計、安全基準をつくるべきだということを申し上げています。処分場については国が責任を持つといっても、お金や安全基準ぐらいで、実際の場所を見つけるのはやはり各首長さんをお願いするしかないのだと私は思っているのです。今日は何人かの方がおられますから、ぜひそういう方向でやっていただかないと、除染と処分場というのは裏腹ですから、そういう覚悟でやっていただきたいと思います。個人のレベルですけれども、セシウムの処分場というのは非常に安全に処分できますので安心していただけるのではないかと思います。

それから、避難区域とか何かについては国とか自治体が責任を持ってやりますと。この責任なのですが、要するに先ほど菅野村長からもありましたけれども、地域の雇用創出になる仕事にすることが大事です。自立復旧という意味では自分たちが住む環境を戻そうということにぜひ住民が、地元企業が、参加できる形にしてくださいということを国の環境省の会議でも申し上げました。被ばく管理をきちんとして健康管理をしていくということと一緒にやらないといけないわけですけれども、そういうことをしないと、国がやるとか何とかといたって、そう簡単にできるものでもないし、もともとこの除染作業というのはプライベートな畑とか水田とか家庭とか庭とか、そういうところまで入り込むのだから、その

人たちの協力を得なければできない仕事ではないのだということをずっと申し上げているのだけれども、いまひとつその辺が、誰かにやってもらえればというようなところがありますが、決してそういうことはないのだと思います。復興計画案にはそういう地元の方の参画というものは今後新しい展望をつくっていく上でものすごく大事なので、何かそういうところ、ポイントになるところ、柱になるところがよく見えないなという感じがします。

先ほどごモニタリングの質問がありましたけれども、今、かなりモニタリングが進んでいまして、全体的な把握をする上ではほぼでき上がっていると私は思っています。あとは除染をするためのモニタリングが必要だということです。だから、単なるモニタリングはもういいのだと、どちらかという住民の方が自分で自分の周りをよく測っていますから、そういうことではなくて、除染をする上で必要なモニタリングとか、除染をした後のモニタリングをするというところに時期的に移ってもいいのではないかということです。

それから、言葉としてすぐ「国際協力」とか「研究開発」と美辞麗句を並べがちですけれども、これほど無責任なことはない。私が長いこと研究者としてやってきていて、時間的に無限であればこれも結構ですけれども、除染というのはそんなに時間は待ってられないわけですから、そういうことではなくて、農水省の試験ではっきりわかっていますけれども、物理的除去以外はあまり効果的な方法はないのです。だから、それを基本にして改良するとか、そういうことは大いにやったらいいと思うのですけれども、まずそういうことをやりながら、除染をしながら、そういう改良です。研究開発とか国際協力などといっても、チェルノブイリの話などいくらでも文献を見れば出てくるわけですから、それが本当に適用できるかどうかすぐわかります。だから、そういうことをもう少し焦点を絞って、マイルストーンというのですか、除染の先々が今後どうなるのか、避難している人がいつ帰れるのか、そういうことがやはり一人一人の人がわかるような、なるほどなというようなことが必要だと思います。

それから、ついなので言ってしまうのですが、補正予算で特措法ができて、特措法の本格的実施は来年の1月1日ということで、今、環境省令をつくっているわけですが、それを待たずに除染とかそういうものを急ぎましょうということで、相当額が手当されているわけですが、それが私が見る限りでは、いまだに執行されそうな雰囲気がない。何のために2次補正から持ってきたのかということが見えない。お金を抱えていたって何にもならない。だから、そういうことをやりながら、そのお金では全然足りません。私はこれから1桁足りないと思います。だから、それくらい、2,000億くらいのお金では1桁足りないのだけれども、2,000億というものをやはり各自治体さんに配るなり何なりして、今後どういうことをやっていったらいいか具体的に経験を積んでもらうのが大事だと思います。

モデル事業という、国のほうでやっているのも、私もそこに呼び出されているいろいろなコメントを求められていますけれども、そんな必要は私は7～8割はないのだと。実際やりながら技術などは開発していけばいいのだと、そんなふうに思

座 長	<p>います。</p> <p>今日の趣旨とはちょっと違う趣旨かもしれないけれども、もう少し復興計画はスピード感を持ってやるように、これはこれで全体を網羅しているから結構だと思えますけれども、その中でも年内はこれだけのことをやるとか、年度内はこれくらいやるのだとか、そういうことをやはり打ち出していきたいという感じがします。</p> <p>ご専門なのでついお聞きしたくなってしまうのですが、20 ページから21 ページにかけて、緊急避難的な対応について書かれています。しかもその中に、何年かにわたってやること、頭のほうでやるべきこと、例えばこの中で、田中さんから見て、項目が足りないとか、ここのところをもっと重点的にやるべきだということがあったら、今日でなくてもいいのですけれども、今ご指摘ができることがあればもちろんお願いできますか。</p>
田中委員	<p>簡単です。20 ページの(キ)に除染について「研究成果を踏まえた」と書いてありますけれども、これは前のほうが要りません。「除染により早期の環境回復を進める」でよろしいのではないかと思います。これは、長くかかる部分もあるし、早期にやらなければならない部分で、こういうところをもっとブレークダウンして、やはり、こんなに5年も6年もかかるのでは、今避難している人たちとか皆さんが先に展望は持てない、元気も出てこないで、そうではないような形に、ぜひここはもっと詳しく書かれたほうがいいと思います。</p>
座 長	<p>今のお話のように、例えば(キ)のところが全体をリードしていく、スピード感を持たせるための主要な施策になるのではないかと、こんな位置づけでよろしいですか。</p>
菅野委員	<p>今のお話なのですが、2,200 億、2 次の予備費で国が堂々と言い切りました。そのときに私も国のほうの委員ですから、甘いのではないですか、軽いのではないですかと、1 桁、2 桁違うのではないですかという話をさせていただきました。除染というのはとてつもなく大変な事業だということは多分おわかりいただけるのだらうとは思いますが、やってみていただければわかるのだらうと思います。</p> <p>そのときに、今言ったように急いでやらないと、多分、長くなれば長くなるだけ福島県は私はおかしくなってくると思います。ですから、私は今度出したものには、あえて2年というふうに。こんなにつらい話はないです。また避難はどんどん来ていきますけれども、そのくらいのつもりでやらないととても大変だということなので、大変だから5年も10年もかかるという話ではない考え方をしっかりと国のほうにも福島県は言ってもらわなければならないし、福島県にも考えていただかなければならないと思っています。</p>
	<p>それで、先ほどの雇用の話に対して、私もやはり住民にいくらかなりともやってもらいたいと思いますが、これまた危険なところに住民を置くつもりなのかという話なのです。そこでやはり、リスクコミュニケーション、リスクとどうやって向き合うかということの本気になって皆さん方と向き合っていないとだめだなというところを、これは保護者に対してもそうでありますけれども、そん</p>

なことを考えていますので、そういうものがもっと現実味を帯びて、あれもこれもやりますではなく、これとこれはいち早くやりますと。

誤解を生むと困るのですが、今日も2人から言われてきました。福島県は非常におとなしい、こういう話なのです。どこと比較しているかわかりませんが、やはり総花的な話なのだろうと思います。なにせ本気になってやらなければならないところ、スピーディにしっかりとやるというところをどういうふうに位置づけるかということが、私は復興ビジョンの中にも、鈴木先生にも大変失礼でありますけれども、もっと出てこないといけなかったのではないかと。

ですから、そういう意味からすると、これからでも全く遅くないですから、何せ1丁目1番地は除染だということですから、そこに対する県としてのしっかりとしたことをもっとはっきりと我々に与えてもらう。そうすると、かなり我々もやりやすいし、住民も県民も安心するのではないかと考えています。

そのためには、モニタリングという話が田中先生からありましたけれども、どうもやはり、土壌にしろ食べ物にしろ何にしろ、研究機関が半年も過ぎて福島県にそろっていないという、こんな話はないのではないかと気がします。持っていけばすぐにでもそれが出てくるという話で次々とやっていかないと、どこどこ県に持っていかとか、何日もかかりますなどとやっている話ではないと思います。ぜひ、今からでもあれですから、あらゆる研究機関を放射能に対するものは福島県にすべて国策でやってもらうということを切に要望したいし、それではないと、ますます我々の帰村は遅くなると思っていますので、ぜひその辺を入れていただければと思います。

ありがとうございます。

僕も、スピード感の中に、放射線医療、除染、あるいは原子炉の廃炉、いろいろな課題があるので、そういうことを福島県内で、今こういう状況で、こういう手を打っていて、今、何がネックで、では次に何をしてどういうふうになるかというところの情報がほとんどわかりません。県民にとってと言ってもいいかもしれませんが、そこのところが多分県民の人たちの不安をかき立ててしまっているので、菅野さんがお話になっていることをずっとやはり気にしながら、どうしたらいいのかなと思っています。県内にあるさまざまな大学や研究機関が、このためのコンソーシアムをどうつくるか、あるいは実際の活動をどのように集約していくかという課題も、県にリードしてほしいなという気持ちがあります。ありがとうございました。

これだけではありませんけれども、いろいろな課題がこの1丁目1番地の話から始まって、僕も復興ビジョン検討委員会の中では精いっぱいこういう方向でいいのではないかと議論してきたけれども、それは総花的であったり、あるいはスピード感が鈍いということであったり。私も少し全国的に講演をする機会があって、やってみると、一番きついのはこういう意見です。「鈴木さんの話はわかったけれども、しばらく冷静に県民は福島県から離れたらどうですか」、こういう意見が結構出てきてしまうのです。「何でそんなところにこだわらなければなら

座 長

太田委員	<p>ないのですか。そのきつい放射線の汚染の中で、そんなにこだわる必要があるのですか」というのが良識的と思われる人から出てきます。</p> <p>1丁目1番地は除染というのはすぐわかるのですけれども、除染といって、除染でOKだという数値はいくらかということも私はわかりません。これは何パーセントとしかになっていないので、いくらまで除染すればいいのかという数値もわかりません。</p>
座長 太田委員	<p>国の方針で示されていますね。</p> <p>ですから、国は安全だと言っていますけれども、それは県民、市民、町民、村民の安心には伝わっていないです。ですから、ゾーンの除染は可能なのですか。例えば1つの町なり村を一気にやる、時間的に、技術的に、人手の問題、お金の問題を入れて。</p>
田中委員	<p>除染は努力すればできます。可能かどうかということは、やっていって測りながらやることになると思います。10%ということはないです。私がやったら、10ぐらいから20ぐらいは、ちょっとやっただけでもできるわけですから、それを広域にやれば線量は10分の1になるわけです。ただ、10分の1で十分かという、これはまた1つ問題がある。</p> <p>今、環境省がこの前打ち出したのは、一応、年間5ミリ以上、皆さんの尺度でいうと0.99マイクロシーベルト/時です。そういう環境については面的除染をやしましょう、それ以下の場合にはホットスポットとかそういうところを部分的にやしましょうということで、どうもお金を国は全部見るのだと思っていたら、その辺がどうなっているのか私は確認はできませんけれども、そういうことだと思います。</p> <p>今、だんだん、当初は100ミリの議論をやっていて、では、20ミリが避難の基準になって非常に混乱して、今や少しでもあるとすごい伝染病の病原菌みたいに思う人が増えているのですが、決して放射能とか放射線の影響というのはそういうことではなくて、我々の体の中には今でも、私も7,000ベクレルぐらいの放射能を持っていますし、ずっと人類はみんなそういう生活をしているし、我々が子どものころは核実験で空気中に今の1万倍から10万倍ぐらいのセシウムやストロンチウムがあって、頭がはげるから外に出るときは帽子をかぶれとよく言われていたと思うのです。そういう時代を過ごしてきているわけですから、今、少しヒステリックな状況にあるのだと思うのです。言葉を注意深く使わなければいけないのですが、だから、もう少し除染だけで物事が解決しないといつも私は申し上げています。やはり除染をしても限界がありますから、ある高い放射線の環境下で、今までよりは高い放射線の環境下でどうやってストレスをなくして生活するかということが大事ですということなのです。いつも申し上げています。</p> <p>その1つの具体的な方法としては、自分の知識を高めると同時に、やはり被ばく線量をきちんと測るとか、健康診断をきちんと年に1回はやるとか、そういうことも合わせ技でやっていかなければならないし、できれば各市町村にちょっと厄介な、技術的には少しトレーニングをしないといけませんけれども、例えば食べ物とか何かはすぐに役場に持っていったら測れるとか、そういうふうなことを</p>

して安心の度合いを高めていくということと併せてやっていかないといけない。除染ですべてが解決できるということはないです。ただ、できますかといえば、やれます。やる気になれば。

座長  
太田委員

太田さん、その上で何かあったでしょうか。

この話になると、いろいろハードの問題になってくると、今、先生がおっしゃったように、他の県民からすると他の選択肢があるのではないか。始めに除染ありきで、村長さんに怒られてしまいますけれども、原発が起こる前にいたところに必ず戻るのだというのが一番正しいのだという議論で言っているのです。さっきの話ではありません、現状ということです。前に戻ろうと。それ以外の選択肢を県としてはいけないのかなという部分もあるのですが。

座長

この復興ビジョンを議論するときに、福島県を一番健康な状態に戻そうというのが究極の目標です。何世紀かかろうとも。それが私たちの究極の目標だったのです。ただ、それはいろいろなルートがあるので、おっしゃるように、経過の中ではいろいろな選択肢があってもしょうがないのだけれども、福島県をまっさらな状態に戻したいというのがビジョンの究極の姿勢だったのです。

太田委員  
座長  
太田委員  
座長

戻せるのですか。

そうしないといけないと思っています。

今、避難している人が戻ってこないとあまり意味がないのではないですか。

それは今では無理かもしれない。50年後かもしれない。そのための努力を積み重ねないといけないというのがこのビジョンであったように思います。

菅野委員

そう考えていただかないと。私も、例えば除染計画を、今、3,200億を出しているのですけれども、住民はこの金をみんなで分けたらどこに行っても生活できるのではないですかという話なのです。それを言ったら何もすることはないです。こんな苦労することはないのです。やっぱりそれぞれ、みんなふるさとがあり、今の生活ではとても苦しくて、時々戻って何とかそこでストレスを解消してくるという話ですから。学者でも、今、そういう考え方を広めている方がいるので、非常に悩んでいますし、じゃまず、困っています。ですから、一般の人にそういう考え方を持たれたりしたら私はやりきれないと思いますし、福島県の復興プランも崩れていくというふうに思います。他の県はしょうがないでしょうけれども、少なくとも福島県はできるだけ頑張って、その結果どうしてもということもどこかで見えてくるかもしれませんから、そのときはそのときで、何もやらないで国に買い上げてもらって出ましようという話はやるべきでは全くないと思っています。

座長  
島田委員

島田さん、何かありましたか。

前回りして今の話に関連したことで、要職にいらっしゃる方々の前で話がしにくいのですが、一県民といたしましては、戻る土地というのは放射線がゼロという状況です。私たちが考えるのは、戻るというのは今の仕事に就くのはどうですかということも含めてなのです。脱原発というものを謳った以上は、代替エネルギーに関連した、東京電力でもそれはいいのですが、ただ、原発ではないエネルギー産業といったものを確立した上で、仕事があつての戻るという意味です。

実は、これだけひどい目に遭っていて、どうですか、原発に頼る気持ちはあるのですかと聞くと、私たちは反対と言えても、近辺に生活していた人たちというのは難色を示します。不思議な現象なのですが。要するに原発反対ではない様に思えたのです。それはなぜかという仕事があるからという理由がわかりました。私は、ちょっと勘違いしてしまっていて、原発の近辺にいと助成金がもらえる、だからそこに帰りたいというふうな勘違いをしておりました。でも実は違って、そこに仕事があるから、だからそこに戻る。それはどの人間もそうだと思うのです。仕事イコール住むということです。

だから、そこに戻していただくためには、仕事がないとだめだということです。だから、代替エネルギーの産業等を一刻も早く確立して、仕事を持って戻ってもらう。もちろん放射能のない土地にということセットにしないと、同じ県民の中でも気持ちにお互いギャップがあり過ぎて、お互いに話していいのか悪いのかといつも迷いがあるのです。でも、ちゃんと話すと実はそういうことだったということが私もつい最近わかりまして、やはりそういったことを前提にしながら県民の気持ちと一緒にできないと、作業が進まないと思いました。それが1つです。

もう1つあるのですが、田中さん、専門の方がいらっしゃるの、除染、除染と言いますが、除染には方法がいろいろあって、1つは大地であればはぎ取る。それから、水で流すという方法があります。よく見る光景がホースで流している。樋や屋根の除染をする。壁の除染をする。建築的にはそういう方法をやっているのですが、果たしてその放流先が末端の処理場でまかなえているのかどうか。ただ海に流しているのかどうか。それは、私たちいつも悩むところで、実はこれは流していいのだろうかという話で流しています。それをきちんと知りたいと思います。

それから、これは面的に、公のところだけ除染したのでは一向に進みません。私たち地域住民が、従来ですと除草したり側溝の掃除をしたり、最悪呼び出されて地域のみんなでやっていたのですが、今はそれをやっていません。今はできない状況だという回覧が回ってきます。だけど、ちゃんと方法があって、一般の人ができるのであれば、それをきちんと教える。教育です。要するにそういったことが早めにはできないのかなというのがありまして、庭でも草木でも、そういうものが確立しないと。私は建築のほうなので、建てるとなると地べたをはぎ取ります。その土が果たしてどこに行っているのか私は確認していませんが、はぎ取るととても線量が下がる事は明らかです。けれども、法律的にはそれをどこに捨てるべきということが確立されていないために、また予想もつかないところに放射性物質が据え置かれることになっていると思うのです。ですから、その辺の整備を早くしないといけないということ、一度置いてしまったものをもう一度取って運搬するというのは難しいと何かの雑誌で読みました。だから、中間的なところなら早く決めて、さっきから話が出ていますが、きちんと決めて安全に保管できるシステムがないと一向に進まないなと思います。

最初のほうのお話は大体皆さんと共通でいらっしゃると思います。今の除染ですが、一般市民が除染にどう協力するかということですね。そのときに、ある程

田中委員

度みんなが知識を持っていないと、それは除染にならないようなことになってしまわないかと。

一応、福島県のほうで、学校の通学路の除染ということでマニュアルをホームページに載せていると思いますので、基本はあれでいいと思います。

水で洗って流れるのではないかという質問を私も何度も受けています。ただし、もともと環境のその辺にいっぱいあるものをできるだけ、例えば土砂とか草とかを取ってしまえば、8割、9割方の放射能は別に袋に入れるわけです。残ったものを身近なところからもう少し違うところに流し去るという方法しか、今は。ほこりとか何かに吸着していますので、それを流すということです。最終的には下水道か河川に行くということはありませんけれども、いずれ大雨が降れば流れていくものですから、そういう割り切り方をさせていただくしかないのではないかとということを申し上げています。

雨どいは、ビニールについているというよりは、あそこについているほこりとか土ぼこりにセシウムがついているのです。それをずっと流し去れば、まっすぐ下水に行くか、あるいは農家だと庭先のほうに来て、そういうところは非常に高くなりますから、それはきちんと取れるものは取ったほうがいい。

ただ、今は下水などのお掃除がなぜできないかといいますと、やはり取った汚泥とかそういうものを持っていく場所がないからなのです。後のほうの質問に関係しますけれども、3センチぐらい削れば本当に8割、9割ぐらいの放射能が取れますから当然下がります。そういったものをきちんとやはり集中して安全に管理するというで、言葉は、先ほど申し上げました中間置き場でもいいですけども、中間処分場というものを早く県民の中でよく議論してそれを確保しないと、あちこちにみんな置いてあるいている状況が長く続くということになるか、除染ができないか、どちらかになるということなので、これは逃げも隠れもしないで、やはり堂々と議論していただくしかない。私は、一般産業廃棄物の処分場ぐらいの感じで十分に放射能的には安全にできるという見通しを持っていますので、それでできると思います。

ありがとうございます。

太田委員から話がありましたけれども、私ども、例えばいわき市としても、被災自治体でありますけれども、避難受け入れ自治体になっていますので、双葉郡の皆さん方には1日も早く帰っていただくと、そういう念願をしながら仮設住宅の受け入れをしています。基本的に、恐らく2万人以上の方がいわき市に避難される形になるのだらうと思っております。

先ほど職場の話もありました。私どもも四倉に仮設工場を国にお願いしてつくっていただきました。そのうちの13社は双葉郡の会社です。だから、我々とすれば地元で津波で流されたのが2～3ですが、少なくとも今、例えばいわき市と双葉郡で取り組んでいる共通点は、1日も早く除染を含めて双葉郡に帰っていただく、できるだけ企業は双葉郡に戻っていただくということを含めながらやっている。

例えばいわきだってなかなか大変な部分はありますから、いわきに企業が残っ

座長  
渡辺委員

座 長  
遠藤委員

てもらるのが本来は一番ではありますけれども、ただ、今これだけの大震災の中で、自分の自治体だけを考えることはできないということなので、それらを含めて、やはり県には、それぞれのエリアの調整も含めて、しっかりこの復興ビジョンの中にも書き入れていただきたいというのが私の本音であります。

もう1点よろしいですか。今日は1丁目1番地の除染の話が出たのですが、その前に、国の対応については、私は原子力発電に依存しない、そこが脱原発なのかどうなのかというのは議論の分かれるところなので、廃炉にするということはまだ知事さんはおっしゃっていないのではないかと考えております。1つには、この方針が決まるまでは、やはり原子力のより安全な対策をすべきなのではないか。それは、原子炉格納容器から、やはり原子炉分については外して管理すべきなのではないか。将来的に県の考え方がまとまった中での考え方はその時点で考えればいいのであって、とりあえず今の段階は、本当に安全対策をするのであれば分離すべきなのではないかということに、ひとつ触れていただければと思っております。

ありがとうございました。

私は警戒区域の自治体でありまして、まさに今のいろいろ除染の件につきましては、我々が国等々から聞いている、想定している中では、もっともっと明るい展望を持っております。必ず帰る、帰るには除染なくして帰ることはできません。そしてまた、除染に避けて通れないのは中間貯蔵です。これは野田総理が福島に来たときに、私は、これは避けて通れない、中間貯蔵の議論はすべきではないですかと新総理に申し上げました。これをやらないと除染は展開できません。

それから、警戒区域については、インフラ、ライフラインの復旧の事前調査がまだできないのです。これは4月から私どものほうで、政府、国のほうにお願いし、経済産業省については立入でOKというようなお話がありましたが、国交省がだめなのです。これがやはり縦割りの行政が非常に障害になってきて、全体的にスピード感がないというのはそこにもあります。

私のほうは避難住民があちこちに点在していますが、いろいろな集会で、希望を持ちなさい、必ず帰るのだ、帰るにはどうするのか、それは除染だと。大々的に国は除染を展開する。あとはライフラインとインフラ整備が復旧・復興しないと帰れません。

それから、JRの常磐線が津波でずたずたにひしゃげていました。常磐線は富岡は駅舎も流れたし、あるいはまた、その沿線についても全く復旧の見通しが立っていません。ですから、この際に復興という位置づけの中で、ルートの見直しをしながら、さらなる復興計画をJRともども協議していくべきであろうということをお願いしました。

あとは、いわゆる原発に依存しない地域振興、これも私は4月から申し上げてきました。決して私は脱原発を言っているわけではありません。先ほどの雇用の創出というと、もう大変です。1万人の雇用創出が起きたから、そこに生活の糧、すべての生活を構築している中で、いきなり脱原発というのはなかなか私の言葉では言えません。しかし、原子力エネルギーから結局脱却した地域振興と

というのはそろそろあるべきではないか。それには、40年以上国策として協力してきた。しかし、この際、大きなダメージを負った中では、やはり代替的な国の対応をすべきであろうと。雇用の創出、若者が必ず戻るような魅力ある復興計画を立てるには、再生エネルギーの生産県級拠点とか、あるいは第一の1号から4号の廃炉、これは20年、30年かかるわけです。それに対する廃炉の研究とか対応策の人材育成とか、そういうものを全部エネルギーを集積してくれということをお願いしてきました。

そこで、これは中間貯蔵というのは避けて通れないのですから、その一つの中身の位置づけは、当然我々は20年も帰れない地域が現実にあるわけです。年間の積算が200から500というところもあるわけですから、そういうところも含めて、今後双葉地方は一自治体だけでなく、双葉郡全体で共通認識の中で、この問題を共有しながら、そして今後、この復興計画に取り組んでいきたいと思っています。先ほどの除染について非常に悲観的な話がありました。そうではなくて、除染すれば必ず2年後には帰れるという話の中で私は避難住民に説明しています。そうしますと、帰れるという希望が持ってきています。だから、この議論の中であまり悲観的な話が出てきますと、まさに我が双葉地方はすべてが頓挫します。

それからもう一つ、応急仮設住宅のいわゆる耐用年数は2年といわれています。その2年後にどうなるのか。2年後はどういう対応をするのか。それは国の補償はありません。ある大臣に私に伺いました。それは、「町長、2年後はどうするのだ。応急仮設は2年しかもたないぞ」、そういう質問をされたとき、「国がそういう質問する問題ではないでしょう。帰れないのなら、国はその2年後のことを、その第一段階のいわゆるプランニングをつくるべきではないですか」。そういう国の考え方、政府の考え方です。ですから、しっかりとこれからは福島県がこのような情報から問題を発信して、国に、政府に、これから行動をしていただくようお願いしたいと思っています。

以上です。

災害救助法をそのとおりすると2年になるのだけれども、実際の運用はもうちょっと弾力的にやっています。それを県としてもたくましく使っていくといけないのでしょうか。

すみません。大分時間を超過してしまいました。先ほど言いましたように、大きく前半部分と後半部分に分けました。それぞれ皆さんが言い足りないことがたくさんあるに違いないと思いながら、時間に限りがありますので、ここいらの扱いは後ほど皆さんにお諮りすることにしますが、もう一つ、地域別の取組みについてもご説明をいただきたいと思います。事務局のほう、お願いいたします。

それでは、時間も大分押していますので簡単に説明をいたします。資料1-3であります。「復興計画地域別の取組み」といことで、今日は一番最初に申し上げましたように、地域別取組みのイメージを持っていただくということになります。

「記載項目のイメージ」となっておりますが、まずは被害の現状を書いて、復

座 長

復興・総合計画課長

旧・復興の方向性を書いて、復旧・復興の取組みも書いていく。取組みについては、計画の7本の柱に記載の内容から、それぞれの地域に必要なものを書いていくというような考えであります。

中を開けていただいて、39ページのほうでありますけれども、ここに地震・津波の被害から現在の避難者の状況まで入れております。これを見ていただくと、やはり相双地域が相当被害が激しい、いわきも相当激しいということで、一番最初に申しあげました5つの区域割りを、この被害の大きい相双地域は2つに分けてこのようにしたいと考えているところであります。

また、40ページ、41ページ、まとめ方のイメージということで、これは相馬地域と中通り地域を例ということで挙げておりますけれども、このような感じでそれぞれの地域ごとに書き込んでいきたいと思っております。これについては、今日議論をいただいております本体のほうをまとめた形で、次の分科会のときまでにはある程度のたたき台を出したいと考えております。よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

先ほど、この資料を見せていただいたときに、39ページのところの一番下の表に避難者の状況が書いてあります。ここに一次避難所から借上住宅、特例まで書いてありますけれども、先ほど確認したところ、この中に県外避難者の数が入っておりません。何人と言われましたか。これ以外に県外避難者が5万5,000人程度おられるということのようです。

この地域別の計画内容について、今のところイメージですがけれども、何かご確認をしたいこと、質問はございますか。少なくとも相双については2つに分けて、相馬地域と双葉地域というふうに分けましょうということであります。それからいわきは従来どおり、中通りは一括、会津地域も一括、こういうことになっております。よろしいでしょうか。では、この地域別についても、また改めてもう一回ありますので検討していただくことにいたします。

その他、何かございましょうか。

それでは、事務局のほうから2つほどお願いをしたいと思えます。

1点は、先ほど委員長のほうから話がありましたけれども、意見の照会であります。今日、短い時間で議論をいただきました。言い足りない点がたくさんあるかと思えますので、事務局のほうから委員の皆様方に文書照会をさせていただきたいと思っております。様式もお示ししますので、それでご回答いただければと思っております。

あとは、第1回目の検討委員会で、他の分科会に対しての意見を出す機会を設けるべきだというふうに言われておりますので、今日ご議論いただいたことをまとめまして、第2分科会の方、第3分科会の方にも、今日の議論の内容をお知らせして、そちらのほうからも意見をいただくということにさせていただきたいと思っております。

もう1点、次の分科会の日程の調整でありますけれども、10月28日、金曜日になります。1時半を想定しておりますので、日程の調整確保をお願いしたいと

座 長

復興・総合計画課長

座 長	<p>思っております。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>今日、やはり時間が足りないなという感じで閉めざるを得ません。今、お話がありましたように、皆さん、この2つの大きな柱で議論しましたけれども、なお、注文として出したい点等がありましたら事務局までお寄せいただきたいと思います。事務局のほうで、第2回目、今、明示がありましたが、10月28日に向けて準備をいたしますので、1週間程度でいいでしょうか。今日から1週間程度の間に、皆さん方がぜひ提案したいということがありましたら事務局のほうにお寄せいただきたいと思いますということであります。</p>
復興・総合計画課長	<p>繰り返しますが、今回は10月28日、第2回、分科会は次回で終わりということによろしかったですか。</p>
座 長	<p>そのように想定はしております。</p> <p>もめるとそうはいかなくなるということですか。</p>
復興・総合計画課長	<p>そちらも、想定外ではなく、想定したいと思っております。</p>
座 長	<p>今のところは第2回で分科会を終えたいということで、それが10月28日、1時半からを予定しているということであります。</p> <p>進行上まずい点がありました。こんなに時間が過ぎるとは思いませんでしたけれども、ご協力どうもありがとうございました。</p>
司 会	<p>&lt; 閉 会 &gt;</p> <p>座長、委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、「第1回福島県復興計画検討委員会第1分科会」を閉会させていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>

(以 上)